

## 兵庫県立こども病院患者給食業務委託業者募集要領

### 1 趣旨

兵庫県立こども病院（以下、「当院」という。）の患者給食業務は、当院の入院患者への適正な給食業務の提供を目的とする。給食業務を通じた適正で質の高い食事の提供、適時・適温な食事の提供により入院患者に安心・安全な給食を提供するため、公募型プロポーザル方式により、委託業者の選定を行うこととした。

この要領は、そのために必要な事項を定めるものである。

### 2 委託業務名

兵庫県立こども病院患者給食業務委託

### 3 履行場所

兵庫県立こども病院 神戸市中央区港島南町1丁目6-7

### 4 契約期間

契約期間は令和8年4月1日～令和9年3月31日とする。ただし、委託期間の終了の日までに、病院から何らの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和11年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

また、経済情勢の変化等、委託者が必要と認める場合は、委託者、受託者間で協議のうえ翌年度の委託金額を変更することができるものとする。

### 5 契約予定金額（上限額）

委託契約 月額 6,826千円（税込み）の範囲内とする。

※消費税は10%で算定すること。

### 6 委託業務の内容

業務内容（詳細は「兵庫県立こども病院患者給食業務委託仕様書」参照）

### 7 参加手続き

#### (1) 事務局

〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町1丁目6-7  
兵庫県立こども病院総務部経理課  
電話（078）945-7300 内線 24105  
FAX（078）302-1023  
E-mail: [kodomo\\_hos@pref.hyogo.lg.jp](mailto:kodomo_hos@pref.hyogo.lg.jp)

#### (2) 募集要領の配布

##### ア 配布期間

令和7年12月8日（月）から同月19日（金）まで（土曜日及び日曜日は除く。）の  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

##### イ 配布場所

上記(1)に同じ

#### (3) プロポーザルへの参加

プロポーザルに参加しようとする場合は、別添様式による参加表明書及び企画提案書等を提出しなければならない。

##### ア 参加表明書の提出

① 提出方法

所定の参加表明書（様式第1号）により行うこととし、電子メール、持参又は郵送とする。  
なお、電子メールの場合には、電話により到着を確認すること。

② 受付期間

令和7年12月8日（月）から同月19日（金）まで（土曜日及び日曜日は除く。）の  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

③ 提出場所

上記(1)と同じ

イ プロポーザルにかかる質問及び回答

① 質問方法

質問については、所定の質問書（様式2）により行うこととし、電子メール、持参又は郵送とする。  
なお、電子メールの場合には、電話により到着を確認すること。

② 受付期間

令和7年12月8日（月）から同月23日（火）まで（土曜日及び日曜日は除く。）の  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

③ 回答方法

令和8年1月6日（火）から同月7日（水）までの  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、電子メール及び閲覧方式により  
行う。

④ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)と同じ

ウ 企画提案書等の提出

① 提出方法

持参又は郵送とする。

② 受付期間

令和8年1月7日（水）から同月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

③ 提出場所

上記(1)と同じ

④ 提出書類

a 企画提案書等

次の書類を8部（正本1部、副本7部）提出すること。

本資料（募集要領）及び仕様書の内容を踏まえた企画提案書等とすること。

書類	内容	様式
企画提案書（表紙）		第3号
会社概要	(1) 名称、代表者名、設立年月日、経歴・沿革、資本金、従業員数、 本支店の所在地、業務内容等 (2) 損害賠償保険加入の有無、保険の名称	第4号
業務受託実績に関する調書	(1) 290床以上の病院における給食業務受託実績 (2) 患者給食業務受託実績 (3) 小児専門病院又は小児科を有する総合病院等の受託実績	第5号

実施体制に関する提案書	(1) 人員体制 (2) 情報収集 (3) 危機管理体制	第6号
給食業務に関する提案書	(1) 企画提案にあたっての基本方針 (2) 患者給食業務委託仕様書への対応及び提案 ① 業務実施体制 ② 衛生管理 ③ 安全管理 (3) 委託業務の質の向上等効果的かつ有意義な提案	第7号
見積金額（税込み）	(1) 見積書及び詳細な内訳書（月額） ※仕様書の業務項目別の明細書を作成すること。	任意

#### b 提出時に添付する資料

決算書等直近の貸借対照表、損益計算書及び余剰金又は欠損金の処理状況を記した書類を1部添付すること。

その他、会社のパンフレット等参考となる資料（無ければ添付する必要はない。）

#### エ プрезентーション

企画提案書を提出した者に対して、提出された企画提案内容についてのプレゼンテーションを求めることがある。

なお、詳細は別途連絡する。

#### オ 記入要領

- ① 提出書類は、原則A4版・縦型・横書き・左綴じで作成すること。なお、構成図等の場合にはA4版・横型・横書きでもかまわない。
- ② 提案書に記載する文字は、日本語、文字の大きさは10.5～12ポイントとし、書体は任意とする。
- ③ 文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図は使用してよい。
- ④ 添付する資料はA4版に統一すること。

#### カ 留意事項

- ① 提出書類作成において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨を使用すること。
- ② 提出書類の著作権は、参加者に帰属すること。
- ③ 提出書類は、非公開とする。
- ④ 提出書類は、返却しない。
- ⑤ 提出書類が、本要領及び別添の様式に適合しない場合は、企画提案を無効とすることがある。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載があった場合には、提出された企画提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- ⑦ 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めない。

#### キ 費用負担

参加者の負担とする。

### 8 参加資格

- (1) 日本国の一般病床290床程度以上の病院において、本業務と同種又は類似する業務実績がある者であること。
- (2) 病院の患者給食業務の受託に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、こ

れを受けていること。

- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第15条の2及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15の規定を満たし、一般財団法人医療関連サービス振興会による「医療関連サービスマーク（患者等給食）」の認定を受けていること。
- (4) 労働者派遣法等、法令等に則り給食業務従事者を病院に派遣することが可能なこと。
- (5) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申し込みの期間中に出納局管理課へ申請し、プレゼンテーションの日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (6) 地方自治法（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (7) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。
- (9) 兵庫県税を滞納していないこと。
- (10) 次のアからウまでに該当する者でないこと（必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行うことがある。）
  - ア 役員のうち次のいずれかに該当するものがある法人等
    - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
    - (イ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が（ア）に該当する者
    - イ 暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支援する者
  - ウ その法人等の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）がア又はイのいずれかに該当する者

## 9 当選者の選定、決定及び通知の方法

### (1) 選定方法

選定は「兵庫県立こども病院患者給食業務委託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

### (2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

### (3) 選定結果の通知

当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

### (4) 当選後の取り扱い

当選者は、「兵庫県立こども病院患者給食業務委託契約」の契約予定者となる。

### (5) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 期限までに提案書を提出しなかった者
- ② 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者
- ③ 提出書類に虚偽の記載をした者

## 10 選定後の手続き

### (1) 契約準備等

契約予定者は、選定結果通知後、直ちに次に掲げる書類を提出するとともに、準備作業について、病院と打ち合わせを行うこととする。

- ② 国税の納税証明書（該当する全ての国税税目に未納の税額がないことの証明書）

県税に係る納税証明書（入札参加申込用納税証明書）（納税証明書（3）滞納の税額がないことの証明） 1部

③ その他病院が求める書類

(2) 契約

- ① 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて協議のうえ決定する。なお、仕様書については変更することがある。
- ② 契約担当者は、契約締結後において、業務受託者が提案事項について、虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。
- ③ 契約予定者は、当選後に第8項第5号から第7号の事由に該当したときは、速やかに契約担当者に申し出なければならない。
- ④ 契約担当者は、前項の申し出を受けた場合、当該契約予定者の当選を取り消し、次点の者を当選者とする。

11 添付資料

資料① 病院平面図

※参加表明書の提出があった者に対して送付する。

12 その他

本提案の公告の日（令和8年12月8日(月)）から、委員会において選考が終了するまでの間は、兵庫県病院局、兵庫県立こども病院へ向けた本件に関する営業活動は禁止する。

この募集要項に記載する申込内容については、プロポーザルの対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。